金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針の概要

従来の業態別の監督指針から金融商品取引業者等向けの 総合的な監督指針へ

- ①証券会社向けの 総合的な監督指針
- ②金融先物取引業者 向けの総合的な監 督指針
- ③事務ガイドライン: 投資信託委託業者 及び投資法人等の 監督関係
- ④事務ガイドライン:証券投資顧問業者の監督関係

新しい監督対象 (ファンド等) 金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針

共通項目

別

項

目

- I. 基本的考え方
- II. 金融商品取引業者等の 監督に係る事務処理上 の留意点

監督上の評価項目と諸手続

- Ⅲ. 共通編
- Ⅳ. 第一種金融商品取引業
- V. 第二種金融商品取引業
- Ⅵ. 投資運用業
- 垭. 投資助言・代理業
- Ⅷ. 登録金融機関
- IX. 適格機関投資家等特例業務
- X. 外国証券業者
- XI. 金融商品仲介業者
- Ж. 証券金融会社

基本的考え方

目的

- 〇金融商品取引業の健全・適切な業 務運営確保
- ○公正な金融商品等の取引や有価証券の円滑な流通等の確保
- 〇市場仲介機能等の適切な発揮を通 じ、資本市場機能の十全な発揮・ 公正な価格形成等を確保
- 〇国民経済の健全な発展・投資者の 保護

趣旨

金融商品取引法制の下で、多様化している金商業者等に対し、監督上の対応を的確に行うことで「貯蓄から投資へ」の動きを加速し、以下の四つの効果を通じ、我が国金融システムの安定と、内外の市場参加者にとって魅力ある市場の実現、企業の成長、及び経済発展に資する。

- 1. 強靭で高度なリスクシェアリング能力 を有する金融システムの実現(間接金 融中心の金融システムの脆弱性回避)
- 2. リスクマネーの円滑な供給とイノベーションの促進
- 3. 厚みのある市場の実現による資本の効率性・企業の収益性の向上
- 4. 多様な運用手段の提供による多彩で豊かな社会の実現

金融商品取引業者等に係る事務処理上の留意点

- 1. 一般的な監督事務
- 2. 監督部局間・検査部局との連携
- 3. 自主規制機関との連携
 - ⇒ 情報交換等を通じた問題意識等 の共有 金商業者からの暴力団等の排除 に関する協力
- 4. 法令解釈等外部からの照会への対応
- 5. 行政処分を行う際の留意点
 - ⇒業務改善命令、停止命令等の処分を 検討する際には、行為の重大性・悪 質性、行為の背景となった経営管理 態勢及び業務運営態勢の適切性を勘 案すること

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針の概要

監督上の評価項目と諸手続

共通項目

- 1. 法令遵守態勢
- 2. 勧誘・説明態勢
 - ○広告等の規制
 - ・重要事項(手数料情報、リスク情報等)の明示
 - ・「リスクがある旨」などについて大きな字で明瞭・正確な表示
 - ・誇大広告(断定的判断や利回り・損失保証と誤解させる表示等)をしていないか
 - ·広告審査体制
 - ○顧客に対する説明態勢(セミナー等での説明を含む)
 - ・適合性原則を踏まえた説明態勢の整備

- 3. 顧客情報の管理
- 4. 本人確認、疑わしい取引の届出義務
 - ・本人確認や「疑わしい取引の届出」を的確に実施するための態勢整備
- 5. 事務リスク管理態勢
- 6. システムリスク管理態勢
- 7. 危機管理態勢
- 8. 金融商品仲介業者の法令違反の防止措置
- 9. 企業の社会的責任(CSR)についての情報開示等

第一種金融商品取引業

- 1. 経営管理
- ○役員の適格性、業務を適確に遂行する人的構成
 - ・役員についての欠格事由等
 - ・役職員に関する知識・経験、暴力団との関係、 禁錮以上の刑(詐欺罪等)を踏まえて、 人的構成の適格性を検討
 - 【Fit & Proper原則】
- 2. 財務の健全性等
- ○自己資本規制比率の正確性等
- 3. 業務の適切性
- ○有価証券関連業及び店頭デリバティブ取引業に 係る業務の適切性

- 4. 市場仲介機能等の適切な発揮
- ○市場仲介者のオペレーションの信頼性 向上
- ○発行体・投資家へのチェック機能の発揮
- ○市場プレイヤーとしての自己規律の維持
- 5. 登録
- ○登録時の人的構成についての検証
- 6. 承認及び届出等

投資運用業

1. 経営管理

【Fit & Proper原則】

3. 登録

○登録時の人的構成についての 検証

<u>2. 業務の適切性</u>

- ○投資一任業に係る業務の適切性
- •業務執行態勢
- 誇大広告の禁止等
- ○投信委託業等に係る業務の適切性
- ○ファンド運用業に係る業務の適切性
- ○不動産ファンド運用業の特に留意すべき事項
- ・不動産のデューディリジェンス態勢の適切性
- ·利益相反防止態勢
- ○投資法人の業務の適切性
- ・役員会が形骸化していないか等

第二種金融商品取引業

1. 経営管理

【Fit & Proper原則】

<u>3. 登録</u>

○登録時の人的構成についての検証

- 2. 業務の適切性
- ○ファンドに関する説明義務に係る留意事項 ・ファンドに関する説明義務に係る留意事項
- ・ファンドに関するスキーム、事業の概要についての説明がなされているか
- (マルチ商法やねずみ講まがいに注意)
- ○市場デリバティブ取引業に係る業務の適切性

投資助言 · 代理業

1. 経営管理

3. 登録

2. 業務の適切性

- ○誇大広告の禁止
- ○クーリングオフ
- ○兼業業務に係る優越的地位の濫用防止

適格機関投資家等特例業務

業務の適切性

- ○勧誘説明熊勢
- ・虚偽の表示・説明の禁止
- ○ファンド運用業者へのモニタリング調査
- ファンド名
- ファンドの類型
- 運用財産総額